

税額控除

税額控除とは、所得控除が税率をかける前の所得金額から一定の金額を控除するものであるのに対して、税率をかけて算出した税額から一定の金額を控除するもので、以下のようなものがあります。

(1) 調整控除

所得税と個人住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差額に起因する負担増を調整するため、所得割額から一定の金額を控除するものです。

区分	調整控除額の算定方法
合計課税所得が200万円以下の場合	控除額=次のア、イのいずれか小さい額×控除率（5%） ア 人的控除額の差の合計額（※1） イ 合計課税所得金額（※2）
合計課税所得が200万円超の場合	【人的控除額の差の合計額－（合計課税所得金額－200万円）】（※3）×控除率（5%）

（※1）人的控除額の差額は、下記の表1・2を参照ください。

（※2）合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

（※3）この金額が5万円未満の場合は5万円となります。

表1：個人住民税と所得税の人的控除の差

控除の種類		住民税控除額	所得税控除額	人的控除差額
障害者控除	普通障害	26万円	27万円	1万円
	特別障害	30万円	40万円	10万円
	同居特別障害	53万円	75万円	22万円
寡婦控除	ひとり親	30万円	35万円	5万円
	寡婦	26万円	27万円	1万円
扶養控除	一般扶養親族	33万円	38万円	5万円
	特定扶養親族	45万円	63万円	18万円
	老人扶養親族	38万円	48万円	10万円
	同居老人扶養親族	45万円	58万円	13万円
勤労学生控除		26万円	27万円	1万円
基礎控除		43万円	48万円	5万円

表 2：配偶者控除と配偶者特別控除の人的控除の差

控除	条件	給与所得者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
		差額		
配偶者控除	配偶者が70歳未満	5万円	4万円	2万円
	配偶者が70歳以上	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超50万円以下	5万円	4万円	2万円
	配偶者の合計所得金額 50万円超55万円以下	3万円	2万円	1万円

(2) 配当控除

株式の配当等の配当所得がある場合、その所得に下記の率を乗じた金額を控除するものです。

利益の配当等		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

<注意>

- ・配当などの種類によっては配当控除の適用がない場合があります。
- ・申告分離課税を選択したものは、配当控除の適用がありません。

(3) 配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除

上場株式等に係る配当所得等については、所得税 15.315%、住民税 5%で源泉徴収されているため申告は不要ですが、総合課税または分離課税として申告することで、配当控除（総合課税のみ）や配当割額控除の適用を受けることができます。

同様に、上場株式等に係る譲渡所得等についても源泉徴収されているため申告は不要ですが、分離課税として申告することで、株式等譲渡所得割額控除の適用や上場株式等の配当所得等（分離課税のみ）と総裁（損益通算）することができます。

なお、申告した場合は合計所得金額に算入されるため、その金額によっては配偶者控除や扶養控除の対象から外れたり、所得金額を算定基礎としている国民健康保険料等の金額が上がることもあります。

(4) 住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けている方について、所得税から控除しきれなかった分が、翌年度の個人住民税の所得割から控除されます。なお、対象となる方は平成 21 年から令和 3 年までに入居した方です。

○平成 26 年 3 月までに入居された方の控除額（以下の A、B のうち少ない金額）

A：所得税の課税総所得金額等×5%（上限 97,500 円）

B：所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった金額

○平成 26 年 4 月から令和 3 年までに入居された方の控除額（以下の A、B のうち少ない金額）

A：所得税の課税総所得金額等×7%（上限 136,500 円）

※ただし、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税率が 8%、または 10% の場合に限りです。

B：所得税の住宅借入金当特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった金額

※詳細は、HP の「[個人住民税（市民税・県民税）の住宅借入金当特別控除](#)」を参照ください。

（5）寄付金税額控除

前年中に次に掲げる寄付金を支出し、合計額が 2 千円を超える場合には、その超える金額の市民税 6%、県民税 4%（総所得金額等の合計額の 30% を上限）に相当する金額が翌年度の個人住民税の所得割から控除されます。

- ①都道府県、市区町村又は特別区に対する寄付金（ふるさと納税）
- ②福島県共同募金会または日本赤十字社の福島県支部に対する寄付金
- ③所得税法等に規定される寄付金控除対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄付金として、福島県又は相馬市の条例で定めるもの
- ④特定非営利法人に対する寄付金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄付金として、福島県又は相馬市の条例で定めるもの

※ただし、①の寄付金が 2 千円を超える場合は、その超える金額に下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は 3/5、県民税は 2/5 に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の 20% に相当する金額を超えるときは、その 20% に相当する金額）が控除されます。

課税総所得金額から人的控除差額を差し引いた金額	金額
0 円以上 195 万円以下	84.895%
195 万円超 330 万円以下	79.790%
330 万円超 695 万円以下	69.580%
695 万円超 900 万円以下	66.517%
900 万円超 1,800 万円以下	56.307%
1,800 万円超 4,000 万円以下	49.160%
4,000 万円以上	44.055%
0 円未満（課税山林所得金額または課税退職所得金額を有しない場合）	90.000%
0 円未満（課税山林所得金額または課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

（6）外国税額控除

所得割の納税義務者となる方については、その所得の生じた場所が国内であっても国外であっても日本で課税されます。ただし、日本以外の国で所得税や住民税に相当する税を課せられた場合、国際的な二重課税となりますので、一定の方法で、日本の税額を控除するものです。

この控除は、まず、所得税から行います。所得税から控除しきれなかった場合には県民税から控除し、さらに県民税からも控除しきれなかった場合は市民税からの控除を行います。

ただし、所得税・県民税・市民税ごとに控除限度額が定められています。（所得税の控除限度額のうち市民税は 18%、県民税は 12% に相当する額が限度です。）